

IRG N 1367  
2007-11-8  
Source: JAPAN

### Urgent-Need ideographs Japan Submission

In accordance with Resolution IRG M28.11 at IRG Meeting #28 and WG2 M51.39 at WG2 Meeting #51, Japan submits 120 characters to be considered as the repertoire of the "Urgent Need Block".

At the IRG Meeting #27 held last year in Sanya, Japan proposed 3,324 characters to be put into CJK extension D (Ref. IRG N1251). They were originated from character repertoire collected by a METI (Ministry of Economy, Trade and Industry) project for e-Government studying the real usage of Kanji characters in the Family register (戸籍) and the Network system for basic resident registers (住民基本台帳ネットワーク).

Out of these 3,324 characters, ongoing investigation at the METI project identified 120 characters as urgently required characters at this moment. It is confirmed that 120 characters have real usage in 1) the names of places authorized by government, or 2) both of the Family register and the Network system for basic resident registers.

[TrueType font]

The glyph is stable and TrueType font is ready.

[Attributes]

IDS

Similar: ISO/IEC 10646 character in similar glyph shape (Considered not unified)

Evidences

- Ref-1: Sample usage of place-names
- Ref-2: Dictionary

"FS": First Stroke

"KXI": KX index

"KX Rad": KX radical

"Strk": Stroke Count

[Attachment]

IRGN1367\_REF1-J-URGENT.pdf (for Ref-1)

IRGN1367\_REF2-J-URGENT.pdf (for Ref-2)

(END OF DOCUMENT)

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
1	JH-IB0607	五	?		Ref-2	2	新大字典		2	76.141	一	2
2	JH-IB0602	万	𠄎一力		Ref-2	1	新大字典		5	76.141	一	2
3	JH-JTAD0F	𠄎	𠄎开口	𠄎 U+4E23	Ref-1	1	自治体 地名外字	愛知県・ 佐屋町大 字東條字 =新田 (ウシデン)	2	78.101	一	5
4	JH-IB0687	𠄎	𠄎一𠄎𠄎𠄎丁		Ref-2	3	新大字典		4	78.131	一	6
5	JH-JTADA4	爾	𠄎一𠄎𠄎𠄎𠄎	爾 U+723E	Ref-2	3	新大字典		4	78.181	一	13
6	JH-JTAD23	久	𠄎人	久 U+4E45	Ref-2	4	新大字典		3	82.031	人	2
7	JH-JTAD2A	矣	𠄎𠄎𠄎人	矣 U+241B4	Ref-1	2	自治体 地名外字	京都府・ 宇治田原 町大字南 小字=子 (いね)	5	88.111	人	4
8	JH-004890	今	𠄎一𠄎		Ref-2	47	新大字典		1	94.051	人	3
9	JH-IB0630	命	𠄎𠄎𠄎中、		Ref-2	5	新大字典		1	102.291	人	6
10	JH-IB0611	倉	𠄎人君	倉 U+5009	Ref-2	6	新大字典		1	109.171	人	8
11	JH-JTAD7A	傳	𠄎イ専	傳 U+50B3	Ref-1	3	自治体 地名外字	兵庫県・ 上阿古谷 字才= (サイ デン)	1	112.071	人	9
12	JH-JTADD5	𠄎	?		Ref-2	52	大字典		2	128.101	八	7
13	JH-IB0615	𠄎	𠄎𠄎?𠄎𠄎		Ref-2	7	新大字典		1	128.191	八	10
14	JH-IB0617	𠄎	?	𠄎 U+2052	Ref-2	7	新大字典		1	128.191	八	10
15	JH-IB0662	岡	𠄎𠄎𠄎正	岡 U+5CA1	Ref-2	8	新大字典		4	129.241	𠄎	7
16	JH-IB0622	前	𠄎𠄎𠄎日 𠄎	前 U+524D	Ref-2	9	新大字典		4	140.291	刀	7
17	JH-JTAE48	勢	𠄎執力		Ref-2	10	新大字典		1	149.111	力	11
18	JH-JTAFB9	外	𠄎夕𠄎十、		Ref-2	13	新大字典		3	156.221	十	4

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
19	JH-JTAE65	𪛗	𪛗旧十		Ref-1	4	自治体 地名外字	福島県・ 字＝泥 (ひどろ)	2	156.251	十	5
20	JH-IB0646	堯	𪛗𪛗土𪛗兀	堯 U+212AA	Ref-2	11	新大字典		1	157.051	十	7
21	JH-IB0911	辰	𪛗𪛗?		Ref-2	43	新大字典		5	161.061	𪛗	5
22	JH-JTC064	魚	𪛗𪛗?		Ref-1	5	自治体 地名外字	宮城県・ 丸森町筆 甫字＝利 町	3	162.101	𪛗	8
23	JH-IB0627	厚	𪛗𪛗𪛗白子	厚 U+539A	Ref-2	12	新大字典		3	162.101	𪛗	8
24	JH-IB0637	嚴	𪛗𪛗𪛗	嚴 U+56B4	Ref-2	53	大字典		2	213.171	𪛗	15
25	JH-JTAF63	埲	𪛗𪛗土参	埲 U+588B	Ref-1	6	自治体 地名外字	徳島県・ 七條字＝ 湿	5	232.181	土	8
26	JH-JTAF6A	埲	𪛗𪛗土𪛗一里		Ref-1	7	自治体 地名外字	愛知県・ 大字江島 字＝下 (ママシ 夕), 愛知 県・大字 金沢字＝ 上(ママウ 工)	4	234.271	土	9
27	JH-JTB63B	埲	𪛗𪛗埲皿		Ref-2	30	新大字典		5	236.341	土	10
28	JH-JTAF7A	壇	𪛗𪛗土𪛗𪛗且	壇 U+58C7	Ref-1	8	自治体 地名外字	愛知県・ 大字清崎 字＝土 (ダンド)	1	238.191	土	11
29	JH-JTAF86	埲	𪛗𪛗土𪛗人由日	埲 U+2146D	Ref-1	9	自治体 地名外字	宮城県・ 丸森町■ ■字＝切 場	3	239.241	土	12
30	JH-JTAF85	墮	𪛗𪛗随土	墮 U+5815	Ref-1	10	自治体 地名外字	福島県・ 三穂田町 山口字鶴 戸＝原 (ツルガシ タハラ), 福島県・ 三穂田町 山口字鶴 戸＝(ツ ルガシタ)	5	239.241	土	12
31	JH-JTAFBC	夕	𪛗𪛗夕キ、		Ref-2	13	新大字典		1	246.171	夕	4

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
32	JH-JTAFc9	𠄎	𠄎尖天		Ref-2	14	新大字典		4	252.131	大	7
33	JH-IB0654	𠄎	𠄎丿 𠄎口米大	𠄎 U+5965	Ref-2	15	新大字典		3	253.211	大	10
34	JH-079980	𠄎	𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎与𠄎子		Ref-2	16	新大字典		3	280.261	子	12
35	JH-IB1674	𠄎	𠄎宀龜	𠄎 U+41B4	Ref-1	11	自治体地名外字	熊本県・菊水町大字＝門(かまど)	3	291.181	宀	11
36	JH-JTB039	𠄎	𠄎宀𠄎丁	𠄎 U+5BE7	Ref-2	17	新大字典		4	292.131	宀	12
37	JH-JTB054	𠄎	𠄎尸 𠄎九、	𠄎 U+5C3B	Ref-1	12	自治体地名外字	岩手県・大東町摺沢字滝＝(たきじり)	3	300.151	尸	3
38	JH-JTB060	𠄎	𠄎山弓		Ref-1	13	自治体地名外字	福島県・川俣町鶴沢字＝山(コヤマ)	5	307.271	山	3
39	JH-IB1783	𠄎	𠄎广 𠄎𠄎土		Ref-1	14	自治体地名外字	福岡県・水巻町伊左＝〇〇番地	2	348.081	广	8
40	JH-106220	𠄎	𠄎广 𠄎𠄎土		Ref-2	48	大字源		2	348.081	广	8
41	JH-IB0679	𠄎	𠄎产 𠄎人		Ref-2	33	新大字典		4	363.131	彡	一
42	JH-IB0680	御	御彳卸	御 U+5FF1	Ref-2	18	新大字典		3	369.081	彳	8
43	JH-IB0681	念	念人忛		Ref-2	19	新大字典		3	379.071	心	4
44	JH-IB0688	𠄎	𠄎扌𠄎𠄎	𠄎 U+2F8B8	Ref-2	20	新大字典		3	427.161	手	5
45	JH-JTB23A	𠄎	𠄎扌 𠄎童子		Ref-1	15	自治体地名外字	福島県・西田町三町目字鐘＝田(カネツキダ)	4	462.161	手	15
46	JH-IB0704	族	族方矣		Ref-2	21	新大字典		5	484.081	方	7
47	JH-JTB275	族	族方美		Ref-1	16	自治体地名外字	福島県・逢瀬町多田野字＝巻平(ハタマキダイラ)	4	484.221	方	9

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
48	JH-IB0706	昭	𠄎日𠄎	昭 U+3ADF	Ref-2	22	新大字典		4	494.181	日	5
49	JH-IB0707	晉	𠄎𠄎一从一日	晉 U+6649	Ref-2	23	新大字典		1	495.241	日	6
50	JH-JTB8DA	膜	𠄎月𠄎口矢	膜 U+8135	Ref-1	17	自治体 地名外字	青森県・ 五戸町大 字扇田字 北ノニ(き たのまた)	2	506.171	月	8
51	JH-JTB8DB	朥	𠄎月𠄎		Ref-1	18	自治体 地名外字	岡山県・ ニ数(しわ す)	4	506.171	月	8
52	JH-JTB2FC	𠄎	𠄎木𠄎		Ref-1	19	自治体 地名外字	福島県・ 冲高字ニ ノ目前(さ すのめま え), 福島 県・冲高 字ニノ目 (さすの め)	5	517.011	木	4
53	JH-JTB314	𠄎	𠄎木𠄎𠄎𠄎	𠄎 U+687A	Ref-1	20	自治体 地名外字	愛知県・ 佐屋町大 字東條字 ニ原(や なぎはら)	1	526.211	木	6
54	JH-JTB313	𠄎	𠄎木𠄎𠄎𠄎	𠄎 U+6803	Ref-1	21	自治体 地名外字	岩手県・ 大東町摺 沢字ニ折 沢(とちお りさわ)	3	526.211	木	6
55	JH-IB2137	𠄎	𠄎木自𠄎	𠄎 U+6934	Ref-1	22	自治体 地名外字	福島県・ 鹿島町鹿 島字ニノ 木内(モミ ノキウチ)	3	546.251	木	10
56	JH-JTB37D	𠄎	𠄎木𠄎𠄎且	𠄎 U+6A80	Ref-1	23	自治体 地名外字	岩手県・ 真城字大 ニ(おおだ ん)	1	551.181	木	11
57	JH-IB2148	𠄎	𠄎木𠄎有𠄎		Ref-1	24	自治体 地名外字	秋田県・ 秋田県山 本郡山本 町外岡字 志戸ニ境 (しとばし さかい)1 番地1	3	551.181	木	11
58	JH-JTC0EB	𠄎	𠄎木𠄎? 𠄎	𠄎 U+2363A	Ref-2	49	大字典		3	551.181	木	11

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
59	JH-IB0716	權	☐木☐☐ (9FB7) 佳	權 U+6A29	Ref-2	24	新大字典		1	555.311	木	12
60	JH-JTB398	檜	☐木☐人由日	檜 U+6A9C	Ref-1	25	自治体 地名外字	愛知県・ 大字西納 庫字ニノ 本(ヒノキ ノモト)	3	555.311	木	12
61	JH-JTB3A8	榑	☐木☐水面		Ref-1	26	自治体 地名外字	福島県・ 関柴町下 柴字ニノ 内(とうの うち)	5	558.091	木	13
62	JH-JTB3B5	櫛	☐木曆	櫛 U+6AEA	Ref-1	27	自治体 地名外字	福島県・ 大信村大 字中新城 字ニ平(ク ヌギダイ ラ)	1	559.261	木	14
63	JH-JTB3E2	歳	?	歳 U+6B73	Ref-2	25	新大字典		3	577.071	止	9
64	JH-IB0728	氏	☐氏、	氏 U+6C0F	Ref-2	26	新大字典		4	598.021	氏	1
65	JH-IB0729	民	☐民、	民 U+6C11	Ref-2	26	新大字典		5	598.031	氏	2
66	JH-JTB43A	湊	☐彡 ☐ノ 关		Ref-1	28	自治体 地名外字	福島県・ 山田字芋 ニ前(しも ぶちま え), 福島 県・山田 字芋ニ (しもぶ	3	633.371	水	8
67	JH-JTB4AC	漈	☐彡 ☐共?	漈 U+23E96	Ref-1	29	自治体 地名外字	愛知県・ 大谷字坦 ニ(たん ぼ)	1	643.241	水	10
68	JH-JTB4BC	滿	☐彡 ☐业雨	滿 U+23F1B	Ref-2	27	新大字典		2	652.321	水	12
69	JH-JTB4EA	灌	☐彡 ☐廿 丙 佳	灌 U+704C	Ref-1	30	自治体 地名外字	徳島県・ 上勝町大 字正木字 ニ頂灌 (かんじょ うだき)	2	659.291	水	15
70	JH-JTB515	為	☐為、	為 U+70BA	Ref-2	28	新大字典		4	671.081	火	6
71	JH-IB0750	猿	☐彡 表		Ref-2	50	大字源		1	714.051	犬	8
72	JH-IB0757	甚	☐甘☐ ㄣ ㄨ		Ref-2	29	新大字典		1	754.091	甘	4

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
73	JH-JTB05	畏	𠄎田衣	畏 U+754F	Ref-1	31	自治体 地名外字	福島県・ 船引町大字永谷字 =内(かますうち)	4	763.031	田	6
74	JH-JTB624	的	𠄎白句	的 U+7684	Ref-1	32	自治体 地名外字	愛知県・ 大字豊邦字=場 (マトバ)	3	788.061	白	5
75	JH-JTB634	盈	𠄎乃、皿	盈 U+76C8	Ref-1	33	自治体 地名外字	福島県・ 南矢野目字=田(こ ぼれた)	3	792.421	皿	3
76	JH-JTB635	盈	𠄎乃又皿	盈 U+76C8	Ref-1	34	自治体 地名外字	福島県・ 南矢野目字=田(こ ぼれた)	3	793.101	皿	4
77	JH-IB0762	眞	𠄎ヒ目大	眞 U+771E	Ref-2	31	新大字典		1	806.081	目	5
78	JH-JTB6D8	祭	𠄎? 示	祭 U+2564A	Ref-2	32	新大字典		3	843.081	示	6
79	JH-JTB6E3	祖	𠄎ネ 𠄎且		Ref-1	35	自治体 地名外字	愛知県・ 大字東納庫字=田 (ネギダ)	4	843.261	示	7
80	JH-JTB71A	撫	𠄎ネ 無		Ref-1	36	自治体 地名外字	福島県・ 逢瀬町多田野字=付 (ナデツケ)	3	847.021	示	12
81	JH-IB0256	棟	𠄎禾東	棟 U+25817	Ref-1	37	自治体 地名外字	愛知県・ 戸崎町字=山(ばら やま)	1	855.311	禾	8
82	JH-JTB76C	空	𠄎穴?	空 U+7A7A	Ref-2	51	大字典		5	862.271	穴	2
83	JH-JTB787	竊	𠄎穴 𠄎采島	竊 U+7ACA	Ref-1	38	自治体 地名外字	愛知県・ 矢作町字=樹(ひ そ■)	3	870.101	穴	17
84	JH-JTB7C9	篋	𠄎竹毘	篋 U+7BE6	Ref-1	39	自治体 地名外字	福島県・ 田島町大字栗生沢 字=畑ケ(へらばた け)	2	893.291	竹	9

#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
85	JH-IB2651	築	𠄎竹𠄎? 刃木	築 U+25C4A	Ref-1	40	自治体 地名外字	徳島県・ 相生町 = ノ上	4	893.291	竹	9
86	JH-JTC0F4	糲	𠄎米雪		Ref-1	62	自治体 地名外字	秋田県南 秋田郡井 川町赤沢 = 田(もち だ)	1	912.391	米	11
87	JH-JTB83B	緞	𠄎糸? 爻	緞 U+7DDE	Ref-1	41	自治体 地名外字	宮城県・ 鹿島台町 大迫字ニ 子澤(ドン スザワ)	5	933.061	糸	9
88	JH-JTB85B	繫	𠄎? 爻糸	繫 U+7E6B	Ref-1	42	自治体 地名外字	岩手県・ 岩手県和 賀郡湯田 町小 = 沢 (こつなぎ ざわ)	1	941.271	糸	13
89	JH-IB0853	羨	𠄎羊𠄎へソ	羨 U+7F99	Ref-2	34	新大字典		4	951.151	羊	3
90	JH-IB0854	肅	𠄎巾𠄎片月		Ref-2	35	新大字典		3	971.091	聿	6
91	JH-337260	與	𠄎𠄎白与一八	與 U+8207	Ref-1	43	自治体 地名外字	福島県・ 松川町水 原字 = 治 内(よじう ち)	1	1004.071	白	6
92	JH-JTB94A	苽	𠄎艹外		Ref-1	44	自治体 地名外字	愛知県・ 大字西納 庫字 = 山 (カリヤマ)	3	1027.201	艸	5
93	JH-JTB945	苽	𠄎艹死		Ref-2	36	新大字典		3	1027.201	艸	5
94	JH-IB0862	荒	𠄎艹尻		Ref-2	37	新大字典		1	1031.381	艸	6
95	JH-JTB989	菟	𠄎艹兔	菟 U+83DF	Ref-1	45	自治体 地名外字	京都府・ 宇治市 = 道(とど う)荒槇	3	1036.401	艸	7
96	JH-JTB98A	莠	𠄎艹旁	莠 U+84A1	Ref-1	46	自治体 地名外字	福島県・ 逢瀬町多 田野字午 = 曾根 (ゴボウソ ネ)	4	1036.401	艸	7
97	JH-JTB9D9	葉	𠄎艹𠄎甘木	葉 U+8449	Ref-1	47	自治体 地名外字	岩手県・ 大東町沖 田字細 = (ほそよ う)	1	1047.671	艸	9



#	j_source	Proposed glyph	IDS	Similar	Evidences				FS	KXI	KX Rad	Strk
					Ref.	#pg	Source	Example				
112	JH-JTBDE1	鎗	𠄎金当		Ref-1	54	自治体地名外字	北海道・川上郡弟子屈町字＝別(トウベツ), 北海道・川上郡弟子屈町字＝別原野(トウベツゲンヤ)	2	1305.211	金	6
113	JH-JTBE21	鎗	𠄎金 𠄎士 𠄎日寸	鎗 U+939B	Ref-1	55	自治体地名外字	愛知県・大字東納庫字鐘＝場(カネイバ)	1	1318.281	金	10
114	JH-IB0278	𠄎	𠄎 𠄎 显	𠄎 U+28EE5	Ref-1	56	自治体地名外字	徳島県・七條字＝湿	2	1357.151	阜	9
115	JH-JTBF4	馬?		馬 U+99AC	Ref-1	57	自治体地名外字	岩手県・岩手県二戸郡一戸町姉帯字野＝鹿(のばしか)	0	1433.041	馬	0
116	JH-JTC043	鳥?		鳥 U+9CE5	Ref-1	58	自治体地名外字	岩手県・二戸郡一戸町＝越(トリゴエ)字川原田平, 岩手県・二戸郡一戸町＝越(トリゴエ)字竹林	0	1480.521	鳥	0
117	JH-IB1171	鴛	𠄎 𠄎 夕ヒ鳥		Ref-2	46	新大字典		3	1487.151	鳥	5
118	JH-JTC061S	鷹?		鷹 U+9DF9	Ref-1	59	自治体地名外字	愛知県・十四山村大字鳥ヶ地新田字東＝場(ひがしたかば)	4	1500.091	鳥	11
119	JH-JTC097	鼯	𠄎 𠄎 由		Ref-1	60	自治体地名外字	愛知県・大字宮津字＝田(イタチダ)	2	1528.161	鼠	5
120	JH-JTC0B0	鼯	𠄎 𠄎 鼯		Ref-1	61	自治体地名外字	愛知県・東浦町大字緒川字＝池(とちいけ)	2	1538.231	龜	12

# Universal Multiple-Octet Coded Character Set International Organization for Standardization

**Doc Type:** Working Group Document

**Title:** Additional references for IRG N1367

**Source:** Ken Lunde, Adobe Systems Incorporated

**Status:** Individual Contribution

**Action:** For consideration by IRG

**Date:** 2007-11-11

## Background

I have compiled additional references for IRG N1367. This document details the references so that the IRG can make a better judgment with regard to their unification and corresponding treatment.

## References

The table below provides additional references for N1367:

N1367 Index	Similar	Adobe-Japan1-6 CID	Adobe-Japan1-6 Glyph
1	U+4E94		
2	U+4E07		
4	U+6240		
8	U+4ECA	13780	今
9	U+547D		
12	U+8207		
13	U+517C		
14	U+517C (additional)		
17	U+52E2	13866	勢
18	U+821B		
20	U+582F (additional)		
21	U+8FB0		
22	U+9E81		
26	U+5839		
27	U+9E7D		

N1367 Index	Similar	Adobe-Japan1-6 CID	Adobe-Japan1-6 Glyph
31	U+821B		
32	U+594F		
34	U+5B78		
39	U+5EA7	20114	座
40	U+5EA7	13782	座
41	U+5F66		
42	U+5FA1 (correction)	20117	御
43	U+5FF5		
45	U+885D		
46	U+65CF		
48	U+662D (additional)		
51	U+81D8		
52	U+677B		
53		14064	桺
55	U+6935 (additional)		
57	U+6A4B, U+2363A	13724	檣
58	U+6A4B (additional)	15393	檣
60		20150	檣
66	U+6E15, U+6E0A, U+6DF5		
71	U+733F		
72	U+751A		
75		20180	盈
78	U+796D (additional)		
86	U+7CEF		
87	U+7E00 (additional)		
90	U+8085		
93	U+82D1		

N1367 Index	Similar	Adobe-Japan1-6 CID	Adobe-Japan1-6 Glyph
94	U+8352		
95		20201	菟
97		20204	葉
98	U+839F		
101		13651	衛
103	U+88CF		
104	U+8983		
109	U+908A	14239 (close match)	邊
110		14244 (close match)	邊
111	U+91CD		
112	U+943A	20240	鎧
117	U+9D1B		
119	U+9F2C		
120	U+9F08		

誤字俗字・正字一覽表

# 誤字俗字・正字一覽表

発行

テイハン

定価1500円 (本体1457円)

ISBN-4-924485-29-2 C3032 P1500E

誤字俗字・正字一覽表

発行

テイハン

目次

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」の利用について

法務省民事局第二課補佐官 青木 惺……………1

・登記名義人の表示の更正の登記等の要否について（平成六年一月三〇日法務省民三第八七二三

号民事局第三課長依命通知）……………9

・電子情報処理組織による不動産登記事務の取扱いについて（平成六年一月三〇日法務省民三

第八一九八号民事局長通達）……………10

・氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」について（平成六年

一月一六日法務省民二第七〇〇七号民事局長通達）……………13

誤字俗字・正字一覧表

凡 例

一 常用漢字に関するもの……………一

二 人名用漢字に関するもの……………三七

三 常用漢字・人名用漢字以外の漢字に関するもの……………四六

〈参考〉

・氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について（平成二年一〇月二〇日 法務省民二第五二〇〇号民事局長通達、改正・平成六年一月一六日民二第七〇〇五号民事 局長通達）……………	六一
・戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う関係通達等の整備について（平成六年一 一月一六日法務省民二第七〇〇五号民事局長通達）……………	六九
・氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について（平成二年一〇月二〇日 法務省民二第五二〇〇号民事局長通達、改正・平成六年一月一六日民二第七〇 〇六号民事局長第二課長依命通知）……………	七一
別表（俗字及び整理字体表）……………	七五
・氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について（依命通知）の一部改正 について（平成六年一月一六日法務省民二第七〇〇六号民事局長第二課長依命通知）……………	九一

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する  
「誤字俗字・正字一覧表」の利用について

法務省民事局長第二課補佐官 青木 惺

一 新一覧表について

新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務の取扱いについては、平成二年一〇月二〇日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達（以下「第五二〇〇号通達」という。）により、婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏又は名を記載する場合は、当該氏又は名が従前戸籍等において誤字又は俗字で記載されているとしても、これに対応する字種及び字体による正字で記載するものとされていました。また、申出による正字への訂正及び通用字体等への更正も認められていたことから、平成二年一月二二日付け法務省民二第五三〇〇号民事局長通達（以下「第五三〇〇号通達」という。）により、氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」が示され、誤字・俗字と正字との対応関係については、同表に基づき判断する取扱いがされてきたところです。

ところで、戸籍事務のコンピュータ化に関する法改正に伴い発出された平成六年一月一六日付け法務省民二第七〇〇号民事局長通達（以下「第七〇〇号通達」という。）第7の2において、戸籍事務を電子情報処理組織を用いて処理するため、戸籍を磁気ディスクをもって調製する戸籍に改製する場合において、従前戸籍に誤字又は俗字で記載されている氏又は名の文字の取扱いについて、当該氏又は名の文字が従前の戸籍において誤字で記載されているときは、これに対応する字種及び字体による正字で記録するものとするが、①漢和辞典に俗字等として登録されている文字、②第五二〇〇号通達別表2に記載されている文字、③「疋」「疋」「疋」「疋」を構成部分にもつ正字の該当部分がそれぞれ「疋」「疋」「疋」「疋」と記載されている文字であるときは、そのまま磁気ディスクをもって調製された戸籍に移記するものとされました。

この戸籍の改製の際の取扱いとの整合性を図る必要から、第五二〇〇号通達の一部を改正する同日付け法務省民二第七〇〇五号通達（以下「第七〇〇五号通達」という。）が発せられ、新戸籍編製等の場合における氏又は名の記載に用いる文字の取扱いについても前記戸籍の改製の場合と同様に取り扱うこととされました。また、同日付け法務省民二第七〇〇六号民事局長第二課長依命通知により改正された平成二年一月二〇日付け法務省民二第五二〇〇二号民事局長第二課長依命通知第1の3の別表（以下「改正後の第五二〇〇二号依命通知別表」という。）において、前記①の漢和辞典に俗字として登録されている文字及び前記③の「疋」「疋」「疋」「疋」を構成部分にもつ正字の該当部分がそれぞれ「疋」「疋」「疋」「疋」と記載されている文字の例が示されているところです。

このように新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務の取扱いが変更されたこと及び戸籍事務をコンピュータ化する場合における戸籍に改製するときの氏又は名の記録に用いる文字の取扱いが示されたことに伴い、平成六年一月一六日付け法務省民二第七〇〇七号民事局長通達（以下「第七〇〇七号通達」という。）により、新たに、氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」（以下「新一覧表」と

いう。)が示され、今後はこの新一覧表が、従前戸籍等に誤字・俗字で記載されている氏又は名の文字に対応する字種及び字体による正字で記載する場合の市区町村長の判断資料となります。したがって、第五三〇〇号通達で示された「誤字俗字・正字一覧表」（以下「旧一覧表」という。）は、第七〇〇七号通達により廃止されました。本稿は、新一覧表と旧一覧表との取扱い上の相違点及び新一覧表の利用上の留意点等について説明を試みるものです。

## 二 旧一覧表との相違点について

### (1) 新一覧表に記載されている文字の内容

新一覧表は、基本的には旧一覧表をそのまま利用したものであり、旧一覧表に記載されている文字以外に新たに文字は加えていません。したがって、新一覧表の下の文字の中には、改正後の第五二〇〇二号依命通知別表に記載されている漢和辞典に俗字として登録されている文字の例のすべてが記載されているわけではありません。また、新一覧表の下の文字の中には改正後の第五二〇〇二号依命通知別表で示された「疋」「疋」「疋」「疋」を構成部分にもつ正字の該当部分がそれぞれ「疋」「疋」「疋」「疋」と記載されている文字の例は記載されていませんので、留意する必要があります。

### (2) 文字の整理及び対応関係の整理

新一覧表においては、旧一覧表に掲げられていた文字について、次のような整理がされました。

- ① 新戸籍編製等の場合及び磁気ディスクをもって調製する戸籍に改製する場合に、漢和辞典に俗字として登録されている文字については、そのまま移記することとされましたので、新一覧表では、下段に記載されている文字のうち、俗字について▲を付しました。

- ② 旧一覽表の下段の文字の中には、対応する上段の正字とは別字であるが、上段の文字と誤記されることが多いので、●印を付し、その対応関係の判断について注意を促した文字がありました。新一覽表では、旧一覽表で●印が付された文字を削っていませんが、別字であることが判明した文字について新たに、●印を付しています。
- ③ 新一覽表の上段の「静」と「靜」を「」括弧でくくり、下段の文字を上段のいずれの字体にでも訂正できるとしました。
- ④ 旧一覽表の下段の文字のうち、「静」が削除されましたが、これは、「静」と点画の方向が異なるが、両者は、同一の字体であり、デザイン上の差があるにすぎないことによるものです。したがって、いずれの文字も「青」を構成部分にもつ正字の該当部分が「青」と記載されて文字としてそのまま記載することになります。

### 三 凡例の説明

#### 1 凡例一について

凡例一は、第七〇〇五号通達により一部変更された第五二〇〇号通達及び第七〇〇〇号通達に基づき、新戸籍の編製、他の戸籍への入籍、再製等の際及び磁気ディスクをもって調製された戸籍への改製の際、氏又は名が従前戸籍に誤字又は俗字で記載されている場合に、これに対応する字種及び字体による正字で記載するときに、その対応関係を明らかにするための一覽表であることを明確にしています。この対応する字種及び字体には、康熙字典とそれに対応する通用字体のみならず、康熙字典の中でも複数の字体が登載されているものもあります。例えば、龍（康熙字典体）と竜（通用字体）、庵（康熙字典体）と菴（康熙字典体）がこれに当たりますが、本表中「」でくくっている字体は、下段の字体を上段のいずれかの字体へ訂正できることとなります（凡例四4参照）。

#### 2 凡例二について

凡例二は、一覽表が、①常用漢字に関するもの、②人名用漢字に関するもの、③常用漢字・人名用漢字以外の漢字に関するものの三表から編集されていることを示したものです。

#### 3 凡例三について

凡例三は、一覽表における正字等の定義について明らかにしたものです。

(1) ここにおいて正字等（以下「上段の字体」という。）とは、次の①ないし⑥の字体のことです。

- ① 常用漢字表の通用字体（一九四五文字）
- ② 人名用漢字別表に掲げる字体（二八四文字）
- ③ 康熙字典体（ただし、康熙字典体であるが、常用漢字表の通用字体及び人名用漢字別表に掲げられている字体は、右の①及び②に含まれるので除かれます。）あるいはその他の漢和辞典において正字とされている字体
- ④ 当用漢字表（昭和二二年内閣告示第三三三号）の字体のうち、康熙字典体ではないため、常用漢字表においては括弧に入れて添えられなかったが、従前、正字として取り扱われてきた「概」・「概」・「免」・「隆」の四文字（なお、右の四文字のほか、常用漢字表においては括弧に入れて添えられなかった「既」・「郷」・「鬪」の三字があります）が、これらの文字は、康熙字典体に見出し用の親字として登載されていますので、③の中に含まれます。）
- ⑤ 国字（ただし、国字のうち常用漢字表及び人名用漢字表別表に掲げられている「一」文字（夂、込、峠、畑、堀、働、搾、笹、鷹、風、桎）は、右①及び②の中に含まれますので除かれます。）
- ⑥ 第五二〇〇号通達別表1及び2に掲げる字体（氏又は名の記載に用いることのできる俗字表及通用字体に準じて整理した字体表）

(2) また、戸籍に記載されている文字（以下「下段の字体」という。）とは、文字の骨組みに誤りのあるもの及び右の正字の通俗の字体のことです。

#### 4 凡例四 1 について

新一覧表は、戸籍に記載されている誤字・俗字と対応する正字の字種及び字体を明確にしていますので、変更後の第五二〇〇号通達第1の2により、婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏又は名を記載する場合又は第七〇〇〇号通達第7の2(2)アにより、磁気ディスクをもって調製する戸籍に改製するため従前戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合は、従前戸籍等に下段の字体で記載されている場合に、それに対応する上段の字種及び字体により記載又は記録することになることを明らかにしています。

新一覧表の下段の字体には、「▲」印を付した字体があります。この字体は、漢和辞典に俗字として登載されている文字であり、変更後の第五二〇〇号通達第1の2及び第七〇〇〇号通達第7の2(2)アにより、従前戸籍に記載されている字体がこれに該当する場合には、上段の字体の誤記であることが明らかである場合を除き（従前の戸籍の記載が上段の字体であったにもかかわらず、移記の際に下段の字体に誤記している場合等は誤記であることが明らかであるといえます。）、そのまま戸籍に記載することになります。なお、下段の字体は正字ではありませんので、「▲」の付された字体の誤字は上段の字体の正字で記載することになりますが、この点、第五二〇〇号通達別表1の氏又は名に用いることのできる俗字表に記載されている文字が、正字に準ずる扱いとされているのと異なるので、注意を要します。また、下段の字体には旧一覧表と同様に「●」を付した字体がありますが、この字体は上段の字体とは別の字種の正字（同字、古字又は本字を含みます。）ですが、字体の差がわずかであるため、上段の文字を記載する際に下段の文字に誤記される例が多いので、下段の字体として掲げられたものであり、上段の字体の誤記であることが明らかである場合を除き、そのまま戸籍に記載することになる字体です。

なお、これらの字体について第五二〇〇号通達第2により訂正の申出があつた場合は、本人の意思が明らかですか

ら、対応する上段の字体に訂正できることはいうまでもありません。

#### 5 凡例四 2 について

戸籍に記載されている文字が下段の字体であり、第五二〇〇号通達第2により正字に訂正する旨の申出があつたときに、その申出により正字に訂正する場合は、対応する上段の字体で記載することを明らかにしたものです。

例えば、「高」と戸籍に記載されている場合に、これに対応する字体として上段にある字体「高」（第五二〇〇号通達別表1）で記載できることを明らかにしたものです。

右の訂正をした後に、更に通用字体である「高」に訂正する旨の申出ができることはいうまでもありません。

#### 6 凡例四 3 について

戸籍に記載されている文字が下段の字体である場合、それに対応する正字が通用字体以外の字体である場合は、申出により、その字体を通用字体に更正して差し支えないことを明らかにしたものです。

例えば、戸籍に記載されている文字が、康熙字典体による「龍」の字体の誤字である場合、申出により正字である「龍」に訂正できることとなりますが、申出により当初から通用字体である「竜」に更正する申出があつた場合には、康熙字典体への訂正を省略し、直接通用字体への更正を認める趣旨です。この場合の記載例は「年 月 日「竜」に文字更正㊦」となります。

ただし、上段の字体が第五二〇〇号通達別表1に掲げる文字である場合には、右の更正による取扱いをすることはできません。例えば、戸籍に記載されている文字が「高」である場合には、それに対応する字体は第五二〇〇号通達別表1の括弧外の文字の「高」であり、申出により通用字体である「高」に直すこともできますが、この場合の事由の記載は訂正となるので、注意を要します。

#### 7 凡例四 4 について

上段の字体において、複数の字体を「」の括弧でくくっているものについては、下段の字体を上段の字体のいずれの字体にでも訂正できることを明らかにしています。

例えば、前述したように、新一覧表では、上段の「静」と「靜」が「」の括弧でくくられたので、下段の文字は両者のいずれの字体にでも訂正できることとされました。

#### 四 改正後の第五二〇二号依命通知別表について

本別表は、漢和辞典に俗字として登載されている文字及び「𠄎」「𠄏」「𠄐」「𠄑」を構成部分にもつ正字の該当部分がそれぞれ「ネ」「ニ」「食」「青」と記載されている文字の例を示したものです。

第五二〇〇号通達の一部を改正する第七〇〇五号通達により、婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏又は名を記載する場合において、当該氏又は名の文字が従前の戸籍において正字で記載されているときのみならず、当該氏又は名が従前戸籍等において漢和辞典に俗字として登載されている文字及び「𠄎」「𠄏」「𠄐」「𠄑」を構成部分にもつ正字の該当部分がそれぞれ「ネ」「ニ」「食」「青」と記載されているときも、そのまま移記することとされましたので、市区町村長がこれらの文字に該当するかどうかの判断をするための資料として、その例を示したのが本別表です。

平成六年十一月三十日付け法務省民三第八七二三号

法務局民事行政部長、地方法務局長あて民事局第三課長依命通知

#### 登記名義人の表示の更正の登記等の要否について（依命通知）

本年十一月十六日付け民二第七〇〇七号民事局長通達により、氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」が制定されたが、登記名義人等の氏名が同通達の「誤字俗字・正字一覧表」に掲げられた誤字又は俗字で記載されている場合の登記事務の取扱いについては、下記によることとされたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

#### 記

登記名義人の表示が、上記「誤字俗字・正字一覧表」に掲げられた誤字又は俗字で記載されている者につき、所有権移転登記等の申請があった場合において、その申請書又は添付書面の氏名が同表の正字等で記載されているときは、登記名義人の表示の更正又はその者が同一人であることの証明書の添付は要しない（昭和四十三年七月二日付け民事甲第二三〇二号民事局長回答参照）。

平成六年十一月三十日付け法務省民三第八一九八号  
法務局民事行政部長、地方法務局長あて民事局長通達

### 電子情報処理組織による不動産登記事務の取扱いについて（通達）

標記のことについては、平成元年五月一日付け民三第一六九八号当職通達（以下「平成元年通達」という。）、平成二年十一月二十六日付け民三第五四一四号民事局第三課長依命通知及び平成三年二月二十九日付け民三第二一三四号当職通達（以下「平成三年通達」という。）がされているところであるが、本年十一月十六日付け民二第七〇〇七号当職通達により、氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覧表」が制定されたこと等に伴い、平成元年通達及び平成三年通達の一部を下記のとおり改めることとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

#### 記

- 1 平成元年通達第3、3、(1)及び平成三年通達第3、3、(1)を次のように改める。
  - (1) 誤字・俗字  
人の氏名に使用されている文字が誤字俗字・正字一覧表（平成六年十一月十六日付け民二第七〇〇七号本職通達）に掲げられている誤字又は俗字であるときは、同表に掲げられてい

- る正字等に引き直して、記録するものとする。
- 2 平成元年通達別紙第1章、第3及び平成三年通達別紙第1章、第3を次のように改める。
  - (1) 誤字・俗字  
人の氏名に使用されている文字が誤字俗字・正字一覧表（平成六年十一月十六日付け民二第七〇〇七号本職通達）に掲げられている誤字又は俗字であるときは、同表に掲げられている正字等に引き直して、記録するものとする。
- 3 平成元年通達別紙第2章、第8を次のように改める。
  - 第8 （登記名義人の氏名の字体が不統一である場合の処理）  
登記の登記名義人の氏名の字体と当該登記名義人に係る権利を目的とする権利に関する登記中の同人の氏名の字体又は当該登記名義人の表示の変更若しくは更正の登記中の同人の氏名の字体とが異なる場合は、登記名義人の氏名の字体に統一して（それが誤字又は俗字であるときは、正字等に引き直して）移記する。
- 4 平成元年通達別紙第1章、第2を次のように改める。
  - 第2 （移記を要する登記）  
移記は、不動産登記法第一五一条ノ二第一項の規定による指定がされた日において現に効力を有しない登記を省略してすることができる。ただし、土地の登記用紙の表題部にさ

れている地番、地目及び地積に関する登記（地積を平方メートルに書き換える前の尺貫法

の規定による表示及びその書換えをした旨の記載を除く。)並びに建物の登記用紙の表題部の「原因及びその日付」欄に記載されている登記については、この限りでない。

平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇七号  
法務局長、地方法務局長あて民事局長通達

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する  
「誤字俗字・正字一覧表」について(通達)

新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱いについては、本日付け法務省民二第七〇〇五号当職通達第2により平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号当職通達の一部を変更し、また、戸籍を改製する場合の氏又は名の記録に用いる文字の取扱いについては、本日付け法務省民二第七〇〇〇号当職通達第7の2において示したところであるが、変更後の平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号当職通達及び本日付け法務省民二第七〇〇〇号当職通達という対応する字種及び字体の正字を特定する場合には、別冊の「誤字俗字・正字一覧表」に基づき判断する取扱いとします。

したがって、同表に掲載されていない文字については、その対応関係が明白である場合を除き、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局の長の指示を求めるとするので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、平成二年十一月二十二日付け法務省民二第五三〇〇号当職通達で示した「誤字俗字・正字一覧表」は、廃止するので念のため申し添えます。

# 誤字俗字・正字一覽表

## 凡例

- 一 本表は、平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇五号民事局長通達により一部変更された平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達（以下「平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達」という。）又は平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇〇号民事局長通達に基づき、氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字で記載されている場合に、これに対応する字種及び字体による正字で記載するときに、その対応関係を明らかにする一覽表である。
- 二 本表は、次の区分により編集した。
  - ① 常用漢字に関するもの
  - ② 人名用漢字に関するもの
  - ③ 常用漢字・人名用漢字以外の漢字に関するもの
- 三 本表において正字等（以下「上段の字体」という。）とは、次に掲げる字体のことである。
  - ① 常用漢字表の通用字体
  - ② 人名用漢字別表に掲げる字体
- 四 本表の利用の仕方
  - 1 戸籍に記載されている文字が本表の下段の字体であり、平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達第1の2又は平成六年十一月十六日付け法務省民二第
  - ③ 常用漢字表の①以外の康熙字典体、人名用漢字別表の②以外の康熙字典体及びその他の漢字の康熙字典体あるいはその他の漢和辞典において正字とされている字体
  - ④ 当用漢字表（昭和二十一年内閣告示第三十二号）の字体のうち、常用漢字表においては、括弧に入れて添えられなかった「慨」、「概」、「免」、「隆」
  - ⑤ ①及び②に含まれない国字で、右①から④までに準ずる字体
  - ⑥ 平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達別表1及び2に掲げる字体



才

往	央	緣	緣	鹽	鹽	鹽	遠	遠	猿	園	延	延
往	央	緣	鹽	鹽	鹽	遠	遠	猿	園	延	延	延
往	央		鹽	鹽	鹽	遠	遠	猿	園	延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠		園	延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠			延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠			延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠			延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠			延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠			延	延	延
			鹽	鹽	鹽	遠	遠			延	延	延

力

花	假	溫	恩	橫	橫	與	與	與	與	翁	翁	櫻	櫻
花	假	溫	恩	橫	橫	與	與	與	與	翁	翁	櫻	櫻
花	假		恩	橫	橫	與	與	與	與			櫻	櫻
花	假			橫	橫			與	與			櫻	櫻
	假							與	與				櫻
								與	與				櫻
								與	與				櫻
								與	與				櫻
								與	與				櫻
								與	與				櫻

工 ㄅ

英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸
英	永	雲	宇	右	隱	隱	陰	陰	員	因	逸	逸

圓	越	悅	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮
圓	越	越	悅	益	益	易	衛	衛	榮	榮





ヶ

〔契〕	契	荃	徑	形	郡	〔薰〕	薰	〔勳〕	勳	君	掘
契	荃	徑	形	郡	薰	薰	薰	勳	勳	君	堀
			形		薰	薰	薰	勳	勳		
			形			薰	薰	勳	勳		
						薰	薰	勳	勳		
							薰	勳	勳		
								勳	勳		
									勳		

極	〔曉〕	曉	仰	競	鏡	〔橋〕	橋	〔鄉〕	鄉	〔教〕	教	〔強〕
極	曉	曉	仰	競	鏡	橋	橋	鄉	鄉	教		
	曉	曉			鏡	橋	橋	鄉	鄉	教		
	曉	曉				橋	橋	鄉	鄉	教		
	曉	曉				橋	橋			教		
	曉	曉				橋	橋					
	曉	曉				橋	橋					
	曉	曉				橋	橋					
	曉	曉				橋	橋					
	曉	曉				橋	橋					

夕

慶	〔繼〕	繼	景	敬	〔經〕	經	〔啓〕	啓	〔惠〕	〔惠〕	惠
慶	慶	繼	景	敬	經	經	啓	啓	惠	惠	惠
慶	慶	繼		敬	經	經	啓	啓	惠	惠	惠
慶	慶			敬			啓	啓	惠	惠	惠
慶	慶			敬							惠
慶	慶			敬							惠
慶	慶										惠
慶	慶										惠
慶	慶										惠
慶	慶										惠

隅	空	具	〔謹〕	筋	琴	〔勤〕	勤	金	〔近〕	近	均
隅	空	具	謹	筋	琴	勤	勤	金	近	均	均
		具	謹		琴	勤	勤		近	均	均
			謹			勤	勤			均	均
						勤	勤			均	均
						勤	勤			均	均
						勤	勤			均	均
						勤	勤			均	均
						勤	勤			均	均
						勤	勤			均	均

減	原	玄	顯	顯	蘭	謙	謙	賢	憲	憲	權
減	原	玄	顯	顯	蘭	謙	謙	賢	憲	憲	權
	原		顯		蘭	謙	謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權
	原						謙	賢	憲	憲	權

コ

廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源
廣	功	工	護	後	吳	吳	五	鼓	己	嚴	源

縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝
縣	研	研	建	月	潔	潔	傑	結	鯨	迎	迎	藝

權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼
權	緝	緝	獻	堅	健	劍	劍	兼	兼

谷	克	豪	剛	鋼	興	綱	構	構	鑛	溝	港	港
谷	克	豪	剛	鋼	興	綱	構	鑛	溝	港	港	港
谷	克	豪	剛		興	綱						
			剛		興							
					興							
					興							
					興							

卅

才	座	佐	左	紺	今	込	込	穀	穀	黑	國	国
才	座	佐	左	紺	今	込	込	穀	穀	黑	國	国
	座	佐	左		今	込				黑	國	国
	座	佐								黑	國	国
	座									黑	國	国
	座									黑	國	国
	座									黑	國	国

		荒	皇	洪	恆	恒	厚	幸	孝	江	向
荒	荒	荒	皇	洪	恆	恒	厚	幸	孝	江	向
荒	荒	荒			恆	恒		幸	孝	江	向
荒	荒	荒				恒		幸	孝	江	向
荒	荒	荒				恒		幸	孝	江	向
荒	荒	荒				恒		幸	孝	江	向
荒	荒	荒				恒		幸	孝	江	向
荒	荒	荒				恒		幸	孝	江	向

黃	黃	康	高	高	降	貢	航	耕	耕	香	郊
黃	黃	康	高	高	降	貢	航	耕	耕	香	郊
		康	高	高	降			耕	耕	香	郊
		康	高	高	降			耕	耕	香	郊
		康	高	高	降			耕	耕	香	郊
		康	高	高	降			耕	耕	香	郊
		康	高	高	降			耕	耕	香	郊
		康	高	高	降			耕	耕	香	郊

指 枝 (姊) 姉 刺 志 四 司 史 氏 傘 (雜) 雜

指 枝 娥 刺 志 四 可 史 氏 傘 雜  
娥

漆 辞 治 (兒) 兒 寺 示 賜 嗣 紫 師 施

漆 話 治 兒 兒 寺 尔 賜 嗣 紫 師 施

漆 治 兒 兒 寺

漆 兒 兒

漆 兒 兒

漆 兒 兒

嗣

歲 菜 細 (齋) 齋 祭 (濟) 濟 彩 宰

歲 菜 細 齋 齋 齋 舟 齋 祭 濟 濟 欸 宰

歲 細 齋 齋 齋 舟 齋 祭 濟 濟 宰

歲 齋 齋 齋 舟 齋 祭 濟

歲 齋 齋 齋 舟 齋 齋

歲 齋 齋 齋 舟 齋

歲 齋 齋 齋 舟 齋

歲 齋 齋 齋 舟 齋

(咲) 咲 策 作 (寄) (寄) (崎) 崎 財 材 際 (歲)

咲 策 作 崎 崎 財 材 際 歲 歲

咲 策 崎 崎 財 材 際 歲





七

西	〔成〕	成	正	世	是	〔瀨〕	瀨	畝	杉	〔數〕	数	崇
西	成	正	世	是	瀨	瀨	畝	枚	数	数	崇	崇
西			世	是			畝	枚	数	数	崇	崇
			世	是			畝		数	数	崇	崇
							畝		数	数	崇	崇
							畝		数	数	崇	崇
							畝		数	数	崇	崇
							畝		数	数	崇	崇
							畝		数	数	崇	崇
							畝		数	数	崇	崇

〔盛〕	盛	〔清〕	清	省	政	〔齊〕	齊	征	〔聲〕
盛		清	省	政	齊	齊	齊	征	聲
		清	省	政	齊	齊	齊	征	
			省	政	齊	齊	齊	征	
				政	齊	齊	齊	征	
					齊	齊	齊	征	
					齊	齊	齊	征	
					齊	齊	齊	征	
					齊	齊	齊	征	
					齊	齊	齊	征	

慎	〔寢〕	森	〔進〕	進	〔眞〕	眞	津	信	伸	〔觸〕
慎	寢	森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
慎		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸
		森	進	進	眞	眞	津	信	伸	觸

〔穗〕	穗	垂	〔圖〕	〔尋〕	尋	甚	人	親	新	〔慎〕
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎
穗	穗	垂	圖	尋	尋	甚	人	親	新	慎

〔禪〕	禪	善	〔前〕	前	薦	〔戰〕	〔船〕	船	旋	〔淺〕
禪	善	善	前	前	薦	戰	船	旋	淺	
	善	善	前	前			船			
	善	善	前	前			船			
		善	前	前			船			
		善	前	前			船			
		善	前	前			船			
		善	前	前			船			
		善	前	前			船			

僧	〔葉〕	桑	倉	〔艸〕	草	〔莊〕	莊	奏	壯	〔祖〕	祖
僧	來	來	倉	艸	草	莊	莊	茶	壯	祖	
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				
	來	來	倉	草	草	莊	莊				

整	〔靜〕	靜	誓	〔精〕	精	〔誠〕	誠	〔聖〕	聖	勢	〔晴〕	晴
整	靜	靜	誓	精	精	誠	誠	聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴
	靜	靜		精	精			聖	聖	勢	晴	晴

淺	宣	〔節〕	〔節〕	節	〔攝〕	〔雪〕	雪	折	切	積	石	斥
淺	宣	節	節	節	攝	雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥
	宣	節	節	節		雪	雪	折	切	積	石	斥



塔	陶	〔透〕	透	桃	〔島〕	〔鳶〕	〔嶋〕	島	〔唐〕	唐	〔當〕
塔	陶	透	桃		島	嶋	島	島	唐	當	
塔	陶				島	嶋	島	島	唐		
	陶				島	嶋	島	島			
					島	嶋	島	島			
					島	嶋	島	島			
					島	嶋	島	島			
					島	嶋	島	島			
					島	嶋	島	島			
					島	嶋	島	島			

ナ

〔難〕	難	〔德〕	德	督	得	〔埤〕	峙	〔道〕	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯
難	難	德	德	督	得			道	道	稻	答	登	湯

テ ツ

程	堤	貞	〔呈〕	呈	〔塚〕	塚	〔鎮〕	鎮	〔敕〕	直	澄
程	堤	貞	呈	塚	塚	塚	鎮	鎮	敕	直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄
		貞								直	澄

ト

努	土	塗	渡	〔傳〕	田	添	展	典	徹	〔鐵〕	鉄	哲
努	土	塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲
		塗	渡	傳	田	添	展	典	徹	鐵	鉄	哲



^

〔邊〕	〔邊〕	片	壁	〔幣〕	幣	〔柄〕	柄	〔平〕	平
邊	邊	片	壁	幣		柄 <sup>●</sup>		平	
邊	邊	片	壁			柄		平	
邊	邊	片							
邊	邊	片							
邊	邊	片							
邊	邊	片							
邊	邊	片							

示

〔寶〕	〔邦〕	邦	芳	包	慕	補	浦	〔勉〕	勉	〔返〕	返
	邦	邦 <sup>▲</sup>	芳 <sup>●</sup>	包	慕 <sup>▲</sup>	補	浦	勉 <sup>●</sup>	勉	返	邊
		邦	芳		補			勉			邊
		邦						勉			邊
		邦									邊
		邦									邊
		邦									邊
		邦									邊

フ

部	武	〔敷〕	敷	〔富〕	富	符	夫	瓶	〔敏〕	敏	〔濱〕	〔濱〕
部	武		敷	富	富	符	夫	瓶	敏		濱	濱
	武		敷	富	富		夫	瓶	敏			濱
	武			富	富			瓶	敏			濱
	武								敏			濱
	武								敏			濱

文	〔覆〕	覆	〔福〕	福	復	〔服〕	服	伏	〔風〕	風	舞
文 <sup>▲</sup>	覆 <sup>●</sup>		福 <sup>●</sup>		復	服	服	伏 <sup>●</sup>			舞
			福								
			福								
			福								
			福								
			福								
			福								

	七				メ		ム			
猛	茂	綿	面	鳴	盟	命	無	務	民	妙
猛	茂	綿	面	鳴	盟	命	無	務	民	妙
猛	茂	茂		鳴			魚	務	民	妙
猛	茂	茂		鳴				務	民	妙
猛	茂	茂		鳴				務	民	妙
	茂	茂		鳴				務	民	妙
	茂	茂		鳴				務	民	妙
	茂	茂		鳴				務	民	妙
	茂	茂		鳴				務	民	妙

					工			ヤ		
猶	猶	有	友	諭	愉	藥	野	野	門	綱
猶	有	友	諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
猶	有	友	諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
猶	有	友	諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
猶	有	友	諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
			諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
			諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
			諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱
			諭	愉	藥	野	野	門	綱	綱

本	堀	牧	北	望	望	縫	縫	豐	豐	峯
本	堀	牧	北	望	望	縫	縫	豐	豐	峯
本	堀	牧	北	望	望	縫	縫	豐	豐	峯
本	堀	牧	北	望	望	縫	縫	豐	豐	峯
本	堀	牧	北	望	望	縫	縫	豐	豐	峯
				望	望	縫	縫	豐	豐	峯
				望	望	縫	縫	豐	豐	峯
				望	望	縫	縫	豐	豐	峯
				望	望	縫	縫	豐	豐	峯
				望	望	縫	縫	豐	豐	峯

魅	味			滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
魅	呆	滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
魅	呆	滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
魅	呆	滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
魅	呆	滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
		滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
		滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
		滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
		滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡
		滿	滿	滿	滿	萬	萬	幕	摩	凡

〔旅〕	旅	〔隆〕	〔隆〕	隆	〔龍〕	〔畱〕	留	〔柳〕	〔柳〕	柳	律	裏
旅	隆	隆	隆	隆	龍	畱	畱	柳	柳	柳	律	裏
	隆	隆	隆	隆	龍	畱	畱	柳	柳	柳	律	裏
	隆	隆	隆	隆	龍	畱	畱	柳	柳	柳	律	裏
	隆	隆	隆	隆	龍	畱	畱	柳	柳	柳	律	裏

レ	ル											
冷	〔類〕	類	輪	倫	〔綠〕	綠	寮	量	〔涼〕	涼	良	
冷	類	輪	倫	綠	綠	綠	寮	量			良	
		輪	倫	綠	綠	綠					良	
				綠	綠	綠					良	
				綠	綠	綠					良	


リ												
利	落	〔賴〕	〔來〕	來	〔謠〕	養	陽	葉	容	幼		〔譽〕
利	落	賴	來	來	謠	養	陽	葉	容	幼		譽
			來	來		養	陽	葉		幼		譽
						養	陽	葉				譽
						養	陽	葉				譽



心部				彡部				弓部	
愬	惇	悌	彪	彬	彦	彦	彌	弥	弘
恡	惇	悌	彪	彬	彦	彌	彌	弥	弘
			彪		彦	彌	彌	弥	弘
			彪		彦	彌	彌	弥	弘
			彪		彦	彌	彌	弥	弘
					彦	彌	彌	弥	弘
					彦	彌	彌	弥	弘
					彦	彌	彌	弥	弘
					彦	彌	彌	弥	弘

日部		方部		文部		支部		手部	
晟	晉	晋	晃	昂	旭	於	斐	敦	捷
晟	晉	晋	晃	昂	旭	於	斐	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷
					於	斐	敦	敦	捷

大部		土部		口部		又部		冂部		匚部	
奈	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
奈	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
奈	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚
	堯	嘉	喬	哉	呂	叡	卯	匡	冚	冚	冚

广部		巳部		山部		宀部		女部	
庄	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
庄	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
庄	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥
	巽	巽	巳	巖	巖	巖	嵯	嵐	宥

白部	用部	玉部	犬部	爻部					
皓	皐	甫	瑀	琢	猪	猪	尔	尔	爾
皓	皐	甫	瑀	瑛	琢	琢	猪		爾
皓			瑛		琢	琢			爾
皓			瑛		琢	琢			爾
			瑛		琢	琢			爾
			瑛		琢	琢			爾
			瑛		琢	琢			爾
			瑛		琢	琢			爾
			瑛		琢	琢			爾

禾部	示部	石部	矢部	目部					
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦
秦	禎	禎	祿	祜	礪	碩	矩	睦	睦

木部	月部											
槻	楨	榛	椎	棕	梓	朋	曙	曙	暢	暉	智	晨
槻	楨	榛	椎	棕	梓	明	曙	曙	暢	暉	智	晨
	楨	榛		棕		朋			暢	暉	賀	
		榛							暢	暉		
									暢	暉		
									暢	暉		
									暢	暉		
									暢	暉		
									暢	暉		
									暢	暉		

火部	水部	毛部	彡部	欠部						
燎	熙	熊	淳	浩	毬	毅	欣	檀	橘	樺
燎	熙	熊	淳	活	毬	毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺
	熙	熊	淳	活		毅	欣	檀	橘	樺

言部 虫部 虎部

詢 蝶 虎 藤 藤 藍 葵 蓮 董

詢 蝶 虎 虎 藤 藤 藤 藤 藤 藍 葵 蓮 董  
虎 殊 藤 藤 藤 藤 葵  
虎 殊 藤 藤 藤 葵  
虎 殊 藤 藤 藤  
虎 殊 藤 藤 藤  
虎 殊 藤 藤 藤  
虎 殊 藤 藤 藤

酉部 邑部 彳部 辰部 車部 走部

酉 郁 那 那 邑 迪 迪 辰 輔 赴 諄 誼

酉 郁 那 邑 迪 辰 辰 捕 赴 諄 誼  
郁 辰 輔 赴  
辰 輔  
辰 誼  
辰 誼  
辰 誼  
辰 誼

羽部 糸部 竹部

耀 翔 翔 綾 絢 絃 紗 篳 穰 稔 稜

耀 翔 綾 絢 絃 紗 筳 篳 穰 稔 稜  
稜 綾 絢 絃 莖 篳 穰 稔 稜  
綾 絃 篳 稜 稜  
絃 絃 篳 稜 稜  
絃 絃 篳 稜 稜  
絃 絃 篳 稜 稜

艸部 色部 肉部 聿部 耳部

萩 萌 苑 芹 芙 艷 脩 胤 肇 聰 聰 翠 翠

菴 萌 苑 芹 芙 艷 脩 胤 肇 聰 聰 翠  
苑 芙 脩 胤 肇 聰 聰  
芙 脩 胤 肇 聰  
胤 肇 聰  
胤 肇





木部				日部								
枿	枿	杳	杳	曾	曾	曳	曠	曄	瞭	晤	晰	晒
枿	枿	杳	杳	曾	曳	曠	曄	瞭	晤	晰	晒	
枿	枿			曾								
枿	枿											
枿	枿											

心部				弓部		爻部		广部		干部		
悖	悖	協	恂	彊	弼	廻	麓	菴	庵	庚	并	帟
悖	悖	協	恂	彊	弼	廻		菴		庚	并	帟
										庚	并	帟

棗	梃	梁	柵	柴	朽	朽	栢	柏		柿	柿	枳
棗	梃	梁	柵	柴	朽	栢	柏	枿	枿	枿		枳
棗	梃	梁		柴		栢		枿	枿			
				柴				枿	枿			
				柴				枿	枿			
				柴				枿	枿			

日部		斤部		手部				戈部				
眈	斧	攪	攪	播	掬	戴	戡	戚	懿	懋	慥	悴
眈	斧	攪	播	掬	戴	戡	戚	懿	懋	慥	悴	
	斧		播						懋	慥		

瓦部	瓜部	玉部	犬部	牛部								
甕	甌	瓢	瓜	瓊	璉	斑	珂	猷	猷	狐	牟	燁
甕	甌	瓢	瓜	瓊	璉	斑	珂	猷	猷	狐	牟	燁
										狐	牟	
											牟	
											牟	

示部	石部	目部	皿部	田部								
禰	祓	祀	磬	磋	砥	砌	睿	眺	盃	盈	疇	疆
禰	祓	祀	磬	磋	砥	砌	睿	眺	盃	盈	疇	疆
										盈	疇	疆
										盈		

櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛
櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛
櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛	櫛

燕	烏	灘	灘	溜	湊	渙	淵	淵	汎	汎	擗	柎	櫛
燕	烏	灘	灘	溜	湊	渙	淵	淵	汎	汎	擗	柎	櫛

艸部								舛部	白部	肱部	肱部
萱	菱	菰	菅	蒼	荻	苧	苧	舛	白	肱	肱
萱	菱	菰	菅	蒼	荻	苧	苧	舛	白	肱	肱
萱	菱	菰	菅			苧		舛	白	肱	
萱	菱		菅					舛		肱	
	菱							舛		肱	
	菱							舛		肱	
	菱							舛		肱	
	菱							舛		肱	
	菱							舛		肱	

艸部										葛部		
薊	蕨	蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
薊	蕨	蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛
		蔭	蔭	蕘	蒲	葭	董	葦	葛	葛	葛	葛

竹部					穴部			禾部			
箭	筑	筏	竺	竺	竈	窪	窈	穆	稗	祢	祢
箭	筑	筏			竈	窪	窈	穆	稗	祢	祢
					竈	窪		穆			祢
								穆			
								穆			
								穆			
								穆			

肉部	聿部	耳部	糸部		米部									
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾
股	肆	聚	繚	綏	粵	粵	粵	粵	籜	簾	簾	簾	簾	簾



鼠部 鼎部

鼠 鼎

鼠 鼎

鼎

鼎

鼎▲

鼎

鼎

魚部

門部

馬部

香部

食部

韭部

鰕 鰐 鮫 鮒 鬩 驥 駢 驪 馥 饗 饗 饒 韭

鰕 鰐 鮫 鮒 鬩 驥 駢 驪 馥 饗 饗 饒 韭

黃部

鳥部

鶯 鷓 鷺 鷺 鴉 鳴 鴨 鴛 鴈 鴈 鱸 鰓

鶯 鷓 鷺 鷺 鴉 鳴 鴨 鴛 鴈 鴈 鱸 鰓

鷺

鴛

鷺

鴛▲

鴉

鴉

鴉

鴉

〈参考〉

- 1 平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達……………六一頁
- 2 平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇五号民事局長通達……………六九頁
- 3 平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇二号民事局第二課長依命通知……………七一頁
- 4 平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇六号民事局第二課長依命通知……………九一頁

平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号  
法務局長、地方法務局長あて民事局長通達

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する  
通達等の整理について（通達）

改正 平成六年十一月十六日法務省民二第七〇〇五号通達  
平成三年一月一日以後における氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務の取扱いは、次のとおりとするので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれない。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によって変更又は廃止するので、念のため申し添える。

第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合において、当該氏又は名の文字が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字で記載されているときの取扱いは、次のとおりとする。

1 俗字等の取扱い

戸籍に記載されている氏又は名の文字が次に掲げる文字であるときは、そのまま記載するも

のとする。

(1) 漢和辞典に俗字等として登録されている文字

(2) 別表2に記載されている文字

(3) 「疋」、「疋」、「疋」、「青」を構成部分にもつ正字の当該部分がそれぞれ「疋」、「疋」、「疋」、「青」と記載されている文字

## 2 誤字の取扱

(1) 誤字の解消

戸籍に記載されている氏又は名の文字が誤字（1に掲げる文字を除く。）で記載されているときは、これに対応する字種及び字体による正字（別表1及び別表2に記載されている文字を含む。）で記載するものとする。

ただし、対応する字種に字体が複数あり、そのいずれの字体に対応するかについて疑義がある場合は、それらの字体のうち「通用字体」（後記なお書き参照）を用いて差し支えない。その他、対応する正字を特定する上で疑義がある場合は、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局の長の指示を求めるものとする。なお、通用字体とは、常用漢字表（昭和五六年内閣告示第1号）に掲げる字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。）又は戸籍法施行規則別表第2（人名用漢字別表）に掲げる字体をいう。

(2) 事由の記載

従前の戸籍に誤字で記載されている氏又は名の文字を新たに戸籍にこれに対応する正字で記載した場合には、その事由については、戸籍に記載を要しない。

(3) 告知手続

従前の戸籍に氏又は名の文字が誤字で記載されており、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄にこれに対応する正字で記載する場合は、戸籍の記載の事前又は事後に書面又は口頭でその旨を告知するものとする。

ただし、届出書の届出人署名欄に正字で自己の氏又は名を記載して届出をした者に対しては、告知を要しない。

ア 告知は、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄に記載する市区町村長（以下「記載市区町村長」という。）又は届出等を受理した市区町村長が行う。届出等を受理した市区町村長が行った場合は、届書等を記載市区町村長へ送付する際に告知した内容を通知するものとする。

イ 告知の相手方は、筆頭者氏名欄の氏の場合は筆頭者（筆頭者が除籍されている場合は、配偶者。配偶者も除籍されている場合は、同戸籍に記載された他の者全員）に対し、名欄の場合は本人に対してこれを行う。

ウ 郵送により告知する場合は、本人の住所地にあて、告知書を発送すれば足りる。また、告知の相手方が届出人である場合に、使者により届出等がされたときは、使者に告知書を

交付すれば足りる。

エ 記載市区町村長は、告知をした日、方法、内容等を適宜の方法で記録するものとする。  
なお、告知を要しない場合は、届書の欄外に適宜の方法でその旨を記載するものとする。

## 第2 戸籍の氏又は名の文字の記載の訂正

戸籍に氏又は名の文字が誤字又は俗字（別表1に掲げる俗字を含む。以下第2において同じ。）で記載されている場合において、その文字の記載を訂正する申出があったときは、市区町村長限りで訂正して差し支えない。ただし、対応する正字を特定する上で疑義がある場合は、監督局長の指示を求めるものとする。

### 1 申出人

- (1) 筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を訂正する申出は、当該戸籍の筆頭者（十五歳未満のときは、その法定代理人）及びその配偶者がしなければならない。その一方が所在不明又はその他の事由により申出をすることができないときは、他の一方がすることができ、この場合には、申出書にその事由を記載しなければならない。これらの者が除籍されているときは、同戸籍に在籍している者（十五歳未満のときは、その法定代理人）が共同ですることができ。
- (2) 名欄の名の文字の記載を訂正する申出は、本人（十五歳未満のときは、その法定代理人）がしなければならない。

- (3) 筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載を訂正する申出は、当該戸籍の名

欄に記載されている者（十五歳未満のときは、その法定代理人）がしなければならない。

### 2 申出の方法等

- (1) 訂正の申出は、いつでもすることができ。戸籍記載の基本となる届出と同時にするときは、届書の「その他」欄にその旨を記載すれば足りる。
- (2) 氏又は名の文字の記載の訂正は、一つの戸籍ごとに申出を要するものとする。
- (3) 訂正の申出書（その申出が「その他」欄に記載された届書を除く。）は、戸籍法施行規則第二十三条第二項の種目により受付の手續をし、戸籍の記載後は、一般の届書類に準じて整理保存する。

### 3 訂正の及ぶ範囲

筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を訂正する場合は、同一戸籍内のその筆頭者の氏の文字の記載をすべて訂正するものとする。また、その者の氏のほか、その者と同一呼称の氏の文字についても訂正することができる。

名欄の名の文字の記載を訂正する場合は、同一戸籍内のその者の名の文字の記載をすべて訂正するものとする。

### 4 訂正事由の記載

- (1) 筆頭者氏名欄の氏の文字の記載の訂正をする場合は、戸籍事項欄に訂正事由を記載するものとし、この場合において3により同一戸籍内の他の欄においてその者の氏又はその者と

一呼称の氏の文字を訂正するときは、個別の訂正事由の記載を要しない。

(2) 名欄の名の文字の記載の訂正をする場合は、その者の身分事項欄に訂正事由を記載するものとし、この場合において3により同一戸籍内の他の欄においてその者の名の文字の記載を訂正するときは、個別の訂正事由の記載を要しない。

(3) 筆頭者の名の文字の記載の訂正に伴って筆頭者氏名欄の名の文字の記載の訂正をする場合は、戸籍事項欄に訂正事由の記載を要しない。

(4) 筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載の訂正をする場合は、当該戸籍に記載されている者の身分事項欄にその訂正事由を記載する。

この場合の戸籍の記載は、本日付け法務省民二第五二〇一号当職通達をもって示した戸籍記載例210の2及び210の3の例による。

### 5 訂正事由の移記

氏又は名の文字の記載を訂正した後、転籍し、新戸籍を編製し、又は他の戸籍に入籍する者については、氏又は名の文字の記載の訂正事由は、移記を要しない。

### 6 届書に正字で記載した場合の取扱い

戸籍の筆頭者氏名欄の氏の文字が誤字又は俗字で記載されている場合において、1(1)に記載された者が、届書の届出人署名欄に正字で氏を記載して届け出たときは、氏の文字の記載の訂正の申出があった場合と同様に取り扱い、その氏の文字の記載を訂正することができる。

名欄の名の文字が誤字又は俗字で記載されている者が、届書の届出人署名欄に正字で名を記載して届け出た場合も、同様とする。

### 第3 戸籍の氏又は名の文字の記載の更正

戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄の氏又は名の文字については、次の場合に更正することができる。更正の申出があった場合は、市区町村長限りで更正して差し支えない。

#### 1 更正のできる場合

- (1) 通用字体と異なる字体によって記載されている漢字を通用字体の漢字に更正する場合
- (2) 常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字種以外の漢字について、その字体を、字体の構成は異にするが同音同義に用いられる康熙字典体に更正する場合
- (3) 常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字種以外の漢字について、その字体を、通用字体に準じて整理を及ぼした別表2に掲げる字体に更正する場合
- (4) 変体仮名によって記載されている名又は名の傍訓の文字を平仮名の文字にする場合
- (5) 片仮名又は平仮名の旧仮名遣いによって記載されている名又は名の傍訓の文字を現代仮名遣いによる文字にする場合

#### 2 申出人等

- 申出人、申出の方法等、更正事由の記載、更正事由の移記については、前記第2のうち、1(1)及び(2)、2、4及び5に準じて行う。

3 更正の及ぶ範囲  
この場合の戸籍の記載は、前記当職通達をもって示した戸籍記載例20の4の例による。

筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を更正する場合は、同一戸籍内のその筆頭者の氏の文字の記載をすべて更正するものとする。著しい差異のない字体への更正の場合は、その者の氏のほか、その者と同一呼称の氏の文字についても更正することができる。

名欄の名の文字の記載を更正する場合は、同一戸籍内のその者の名の文字の記載をすべて更正するものとする。

4 新戸籍編製等の事由となる届出と同時に申出があった場合の更正の方法  
なお、父母の氏又は名の文字の記載が更正された場合には、父母と戸籍を異にする子は、父母欄の更正の申出をすることができる。この場合において、子が父母と本籍地を異にするときは、父母の氏又は名の文字の記載が更正された後の戸籍謄（抄）本を添付しなければならない。

婚姻、養子縁組、転籍等により新戸籍を編製し、又は他の戸籍に入籍する場合において、その届出と同時に更正の申出があったときは、従前の戸籍で氏又は名の文字の記載を更正する。筆頭者及び配偶者以外の者が自己の氏を称する婚姻等の届出をし、その者を筆頭者とする新戸籍を編製する場合において、その届出と同時に氏の更正の申出をしたときは、更正後の氏で新戸籍を編製し、同戸籍の戸籍事項欄に更正事由を記載する取扱いをして差し支えない。

第4 変体仮名によって記載されている名について

変体仮名によって記載されている名を戸籍の筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄に記載する場合は、従前の戸籍の検索等に支障を来さない限り、平仮名を用いて差し支えない。

（注）「第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い」の項を平

成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇五号民事局長通達にて変更

編注 平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇五号民事局長通達  
により戸籍記載例210の2は216、同210の3は217、同210の4は218に変更された。

平成六年十一月一六日付け法務省民二第七〇〇五号  
法務局長、地方法務局長あて民事局長通達（抄）

戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う  
関係通達等の整備について（通達）

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号。第五十八条及び付録第十一号様式から付録第十四号様式までの改正部分を除く。）が本年十二月一日から施行されること等に伴い、平成二年三月一日付け法務省民二第六〇〇〇号当職通達その他の関係通達等を下記のとおり改めるので、これを了知の上、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によって変更又は廃止をするので、念のため申し添えます。

## 第1 戸籍記載例(略)

## 第2 氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

1 平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号当職通達中「第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い」の項を別紙2(省略、平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇号民事局長通達第1参照)のように改める。

2 改正前通達による取扱いにより正字で記載した俗字の取扱い

1 による改正前の当職通達による取扱いにより漢和辞典に俗字として登録されている文字を正字で記載した場合において、従前の戸籍に記載された俗字への変更の申出があったときは、1 による改正後の当職通達第3の文字の記載の更正の申出があった場合の処理に準じて更正して差し支えない。

## 第3 名の傍訓の取扱い(略)

## 第4 日本標準時地外の地で死亡した者の死亡の日時の記載(略)

平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇二二号  
法務局長、地方法務局長あて民事局第二課長依命通知

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する

通達等の整理について(依命通知)

改正 平成六年十一月十六日法務省民二第七〇〇六号依命通知

標記については、本日付け法務省民二第五二〇〇号をもって民事局長から通達されたところですが、この運用に当たっては、次の点に留意するよう貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれるよう通知します。

## 第1 俗字等の取扱いについて

1 通達第1の1(1)の漢和辞典に俗字等として登録されている文字とは、漢和辞典に俗字として登録されている文字のほか、漢和辞典に同字、古字又は本字として登録されている文字をいう。

2 通達第1の2(1)の誤字を正字で記載する場合の正字には、漢和辞典に同字、古字又は本字として登録されている文字をも含むものとする。

3 漢和辞典に俗字として登録されている文字及び通達第1の1(3)の文字の例は、別表で示すとおりである。

4 3の別表に記載されていない文字(通達別表1及び別表2に記載されている文字並びに漢和

辞典に同字、古字及び本字として登載されている文字を除く。については、これに対応する字種及び字体による正字で記載して差し支えない。

5 4の取扱いにより正字で記載した後、当該文字が漢和辞典に俗字として登載されている文字又は通達第1の1(3)の文字であることが本人の申出により明らかになったときは、通達第3の文字の記載の更正の申出があった場合の処理に準じて更正して差し支えない。

## 第2 告知手続について

1 書面により告知する場合の様式は、別紙に準ずるものとする。

2 通達第1の3(1)に定める告知した内容の通知は、告知の年月日、告知した相手方、告知の方法及び記載することとなる正字を、送付する届書等の欄外に記載して行えば足りる。ただし、書面によって告知した場合には、送付する届書等に告知書の写しを添付してこれに代えることができる。

3 郵送により告知する場合に、届書等に記載された住所と戸籍の附票に記載されている住所が相違するときは、届書等に記載の住所地にあて告知書を発送することとする。

4 告知した旨の記録は、届書等の欄外に、また、再製の場合は、調査完了通知書の余白に記載して行う。ただし、書面により告知した場合には、告知書の写しを添付してこれに代えることができる。

5 告知書が住所不明等により返送された場合には、あらかじめ調製した返送告知書つづりにつ

づるものとする。

## 第3 著しい差異のない字体について

1 通達第3の3でいう著しい差異のない字体への更正の場合とは、次の場合をいう。

(1) 常用漢字表において従来用いられていた字体と異なる字体が通用字体として定められ、かつ、従来の字体が括弧書きで添えられていない漢字について、従来の字体を通用字体へ更正する場合

(2) 人名用漢字別表又は通達別表2に掲げる字体へ更正する場合であって、その字体の差異が、(1)において著しい差異のない字体への更正と認められる字体の差異と同一内容である場合（例えば、常用漢字表に掲げる「羽」と「羽」は著しい差異のない字体であるから、人名用漢字別表に掲げる「翔」と「翔」は著しい差異のない字体である。）

2 著しい差異のない字体への更正の具体例を示せば次のとおりである（括弧外の字体が更正後の字体である。）。

(1) 画数の同じもの

ア 点画の方向が異なるもの

青(靑)刃(刃)羽(羽)半(半)教(教)平(平)彦(彦)

イ 点画の長さや位置関係が異なるもの

包(包)起(起)急(急)呉(吳)要(要)雪(雪)兼(兼)浩(浩)

ウ 点画の形そのものが異なるもの

愉(愉) 姫(姫) 舍(舍) 間(間) 麻(麻)

(2) 見た目の印象が似ているもの

ア 点画を続けたもの

及(及) 成(成) 奔(奔) 草(草)

その他のクサカムリ of 字体

イ 点画を減らしたもの

弧(弧) 近(近)

その他のシンニヨウ of 字体

ウ 点画の形を変えたもの

環(環) 派(派) 旅(旅) 飲(飲)

その他のシヨクヘン of 字体

(3) (1) 及び(2) による文字を構成要素とする文字

翔(翔) 清(清) 誠(誠) 忍(忍) 磨(磨) 諭(諭)

(注)「第1 俗字等の取扱いについて」の項を平成六年十一月十六日付け法務省民二

第七〇〇六号民事局第二課長依命通知にて変更

別表

一 部	部首	一 部	俗字等	正字						
亮	亭	五	事	乘	久	古	世	丑	万	丈
亮	亭	五	事	乘	久	世	世	丑	万	丈

人 部	部首	人 部	俗字等	正字							
兜	兒	兌	杰	倉	倩	倂	倂	倂	倂	倂	今
兜	兒	兌	傑	倉	倩	倂	倂	倂	倂	倂	今

八 部	部首	八 部	俗字等	正字						
切	刃	出	出	凡	清	冤	兼	兼	兼	兼
切	刃	出	出	凡	清	冤	兼	兼	兼	兼

匕 部	部首	力 部	俗字等	正字						
业	勢	勢	勗	功	功	劍	劍	前	前	初
北	勢	勢	勗	功	功	劍	劍	前	前	初





禰 禱 禰 禱 禮 禱 檀 檜 機 禪 樵 禩 禧

禰 禱 禰 禱 禮 禱 檀 檜 機 禪 樵 禩 禧

竹 穴 禾  
部 部 部

箒 箴 筐 邃 空 究 凖 稷 稟 秦 禴 禳 禪

箒 箴 筐 邃 空 究 凖 稷 稟 秦 禴 禳 禪

糸 米  
部 部

緹 緹 緹 緹 籩 籩 籩 籩 籩 籩 籩 籩 籩 範

緹 緹 緹 緹 籩 籩 籩 籩 籩 籩 籩 籩 籩 範

耳 羊  
部 部

聑 羹 美 美 纘 纘 纘 纘 纘 纘 纘 纘 纘 繁

聑 羹 美 美 纘 纘 纘 纘 纘 纘 纘 纘 纘 繁

柘 拔 祚 祗 祠 神 殺 妨 祗 祗 祗 枝 杓

柘 祓 祚 祗 祠 神 殺 妨 祗 祗 祗 祗 杓

袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷

袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷 袷

禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡

禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡

禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡

禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡 禡

貝部

贓 贇 賢 賄 貳 賤 負 護 讓 讀 謫 譔 譔

贓 贇 賢 賄 貳 財 負 護 讓 讀 謫 譔 譔

辵部

車部

达 达 边 辵 辰 夷 輶 輶 輶 輶 輶 輶 輶 輶

达 达 边 辵 辰 轟 輶 輶 輶 輶 輶 輶 輶 輶

虫部

蠡 蠡 蜂 蜻 虫 蕪 蕪 蕪 蕪 藍 蓬 蕪 蕪

蠡 蠡 蜂 蜻 虫 蕪 蕪 蕪 蕪 藍 蓬 蕪 蕪

言部 角部 見部 西 衣部 行部 血部  
諄 解 角 規 面 櫛 櫛 櫛 櫛 袂 裏 衞 衞

諄 解 角 規 西 櫛 櫛 櫛 櫛 袂 裏 衞 衞

遨 遙 道 邈 遲 逯 逯 遯 遯 遯 遯 遯 遯 遯 遯

遨 遙 道 邈 遲 逯 逯 遯 遯 遯 遯 遯 遯 遯 遯

遷 遵 遴 遲 遶 逦 滯 遺 遯 遯 遯 遯 遯 遯

遷 遵 遴 遲 遶 逦 滯 遺 遯 遯 遯 遯 遯 遯

遭 遑 邀 邁 遽 邂 隨 爲 選 適 選 選 選 選

遭 遑 邀 邁 遽 邂 隨 爲 選 適 選 選 選 選

邁 遜 遜 邈 遠 邃 邈 邊 邊 邈 邈 邈 邈

邁 遜 遜 邈 遠 邃 邈 邊 邊 邈 邈 邈 邈

逯 逯 逯 逯 逢 适 詢 邈 迨 迨 迨 迨 迨

逯 逯 逯 逯 逢 适 詢 邈 迨 迨 迨 迨 迨

達 達 迨 逯 逯 逯 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨

達 達 迨 逯 逯 逯 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨

遏 違 湯 遑 送 道 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨

遏 違 湯 遑 送 道 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨 迨  
違

逴 遑 遂 迨 道 湯 通 通 逾 迨 迨 迨 迨

逴 遑 遂 迨 道 湯 通 通 逾 迨 迨 迨 迨



饅 餸 饹 饽 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹

饅 餸 饹 饽 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹

饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹

饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹 饹

鳥 魚 鬥 髟 骨  
部 部 部 部 部

鵠 鴛 鰭 鯁 鯁 魚 鬪 髻 肱 髓 饹 饹

鵠 鴛 鰭 鯁 鯁 魚 鬪 髻 體 髓 饹 饹

鼠 鼓 鼎 黽 鹿  
部 部 部 部 部

鼯 鼓 鬲 鰲 鹿 麤 麗 鹿 鶴

鼯 鼓 鼎 鼈 麤 麤 麗 鹿 鶴

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹 餹

平成 年 月 日

市区町村長

様

## お知らせ

戸籍は、身分関係を登録・公証する公文書です。戸籍には、常用漢字、人名用漢字及びその他の正字で記載することになっています。

このたび、あなたからの届出に基づき新たに戸籍を作る（入籍する）ことになりましたが、戸籍に記載する文字は下記のようになります。

なお、この取扱いは、平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達に基づくものです。

## 記

- 1 戸籍筆頭者の氏の文字を「 」と記載します。
- 2 名の文字を「 」と記載します。

別紙

平成六年十一月十六日付け法務省民二第七〇〇六号  
法務局長、地方法務局長あて民事局第二課長依命通知（抄）

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理  
について（依命通知）の一部改正について（依命通知）

本日付け法務省民二第七〇〇五号をもって民事局長から戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う関係通達等の整備について通達されたところですが、同通達第二の一により平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇〇〇号民事局長通達の一部が変更されたことに伴い、標記平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇二〇号当職依命通知中「第1 通達の運用について」の項を下記（省略、平成二年十月二十日付け法務省民二第五二〇二〇号民事局長依命通知第1参照）のとおり改めますので、貴管下支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれるよう通知します。

なお、変更後の通達による取扱いは、平成六年十二月一日以後に受理した届出等に基づき戸籍に記載する場合に適用し、再製については、同日以降に再製が完了する場合に適用するものとします。

不 複  
許 製

誤字俗字・正字一覧表

平成7年7月3日 初版第3刷発行 定価1500円  
(本体1457円)

(6・11・16民二・7007通達)

発行者 河 野 寛

発行所 株式会社 **テイハン**

〒113 東京都文京区本郷5-11-3

電話 03(3811)5312

<検印省略>

印刷/アジプロ